

愛媛県防犯モデルマンション・駐車場登録事業規程

社団法人愛媛県防犯協会連合会定款第43条の規定に基づき、愛媛県防犯モデルマンション・駐車場登録事業規程を次のとおり定める。

平成16年5月25日

社団法人愛媛県防犯協会連合会
会 長 加 戸 守 行

愛媛県防犯モデルマンション・駐車場登録事業規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防犯モデルマンション

第1節 防犯モデルマンション審査委員会（第3条 - 第9条）

第2節 防犯モデルマンションの審査（第10条・第11条）

第3節 防犯モデルマンションの登録（第12条・第13条）

第4節 登録の更新（第14条 - 第18条）

第5節 登録の取消し（第19条・第20条）

第3章 防犯モデル駐車場

第1節 防犯モデル駐車場審査委員会（第21条 - 第25条）

第2節 防犯モデル駐車場の審査（第26条・第27条）

第3節 防犯モデル駐車場の登録（第28条・第29条）

第4節 登録の取消し（第30条・第31条）

第4章 雑則（第32条 - 第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、最近の共同住宅及び駐車場における犯罪の増加等を踏まえ、警察庁と国土交通省の共同研究会において示された「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に適合する共同住宅及び犯罪等の防止に配慮した構造、設備等を有する駐車場の普及を促進するため、社団法人愛媛県防犯協会連合会（以下「本会」という。）が行う防犯モデルマンション登録事業及び防犯モデル駐車場の登録実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の存する3階建て以上の中高層住宅をいい、分譲、賃貸の別を問わない。
- (2) 駐車場 民営の駐車場で、独立した駐車場、店舗に付設された駐車場等でその種類及び規模を問わない。
- (3) 防犯モデルマンション 住環境そのものを犯罪、事故、災害等（以下「犯罪等」という。）に強い構造にするための防犯対策を採用しているほか、犯罪等が起こりにくく、かつ、当該マンション住人による地域コミュニティが深められるようなマンションで、その成果を近隣住民にも波及させていくことが可能なものをいう。
- (4) 防犯モデル駐車場 犯罪等の防止に配慮した構造及び設備を満たした駐車場で、その成果を近隣駐車場にも波及させていくことが可能な駐車場をいう。
- (5) 被登録者 防犯モデルマンション又は防犯モデル駐車場の登録を受けた者をいう。

第2章 防犯モデルマンション

第1節 防犯モデルマンション審査委員会

（設置）

第3条 本会に防犯モデルマンション審査委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、防犯モデルマンションの調査研究、審査及び登録を行うものとする。

（組織）

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、本会の役員で本会会長（以下「会長」という。）が指名する者をもって充てる。

3 委員は、会長が指名する本会の事務局職員若干名及び次の表の左欄に掲げる者で会長が委嘱したのものをもって充てるものとし、当該委嘱を受ける委員の人員は、同表右欄に掲げるとおりとする。

マンション防犯建築の知識を有する一級建築士	若干名
マンション防犯設備の知識を有する防犯設備士	若干名

4 委員長は、委員会の事務を統括する。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を招致してその意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、賛否同数のときは、委員長がこれを決する。

(委嘱状及び審査委員証)

第6条 会長は、第4条第3項の規定により委員を委嘱する場合は、委嘱状(様式第1号)及び防犯モデルマンション審査委員の証(様式第2号。以下この章において「審査委員証」という。)を当該委員に交付するものとする。

2 委員は、審査委員証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、会長に申し出て、再交付を受けるものとする。

3 委員は、その職を失ったときは、審査委員証を会長に返納しなければならない。

4 委員は、第11条の審査において現地調査を行う場合は、審査委員証を携帯し、身分を証明する必要があるときはこれを提示しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で退任した場合において、当該委員の補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要により委員会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局で行う。

第2節 防犯モデルマンションの審査

(審査の申請)

第10条 防犯モデルマンションの審査は、愛媛県内のマンション(建築中のものを含む。)で、登録審査申請のあった物件について行う。

2 防犯モデルマンションの登録審査申請は、愛媛県防犯モデルマンション審

査・登録申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる必要書類及び審査手数料を添えて本会に提出させるものとする。

- (1) 審査物件設計書（マンション設計書に防犯対策を講じた事項を記載したもの）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 物件の所在地及び周辺環境が分かる審査物件周辺図
- (4) その他参考となる資料

3 前項に掲げる申請書類は、正副2通を提出させるものとする。

4 防犯モデルマンションの審査の申請があったマンションで、防犯対策の未整備その他審査対象として明らかに適格性を欠くと認められる物件については、申請を受理しないものとする。

5 審査手数料は、1件につき50,000円とする。

（審査）

第11条 委員会は、防犯モデルマンションの審査に当たっては、次の各号に掲げる事項を考察して登録の適否を判断するものとする。

- (1) 別表1に定める愛媛県防犯モデルマンション審査基準（以下この章において「審査基準」という。）に適合すること。
- (2) 審査に係るマンション内に管理組合が結成され、管理組合を中心とした居住者による防犯活動が推進されると認められること。

第3節 防犯モデルマンションの登録

（登録）

第12条 会長は、審査の結果、審査基準に適合すると認めたマンションについては、申請者から登録料が納付された後、愛媛県防犯モデルマンション登録簿（様式第5号）に登載するとともに、認定書（様式第6号）及び防犯モデルマンションであることを示す標示板（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

2 防犯モデルマンション登録を行ったときは、本会の機関紙「防犯愛媛」及びホームページに掲載して広報するものとする。

3 登録料は、1件につき30,000円とする。

（被登録者の遵守事項）

第13条 被登録者に対しては、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 委員会が行う防犯モデルマンションに関する調査に協力すること。
- (2) マンション居住者による自主的な防犯活動が行われるよう努めること。

- (3) 本会が実施する防犯活動に際し、可能な範囲内において協力すること。
- (4) 登録した防犯モデルマンションに関し、火災による焼失、災害等による損壊等が発生し、その機能に変更があったときは、速やかに、その旨を届け出ること。
- (5) マンションの区分所有者に対し、愛媛県防犯モデルマンション・駐車場登録事業規程及び審査基準を十分説明すること。
- (6) 防犯モデルマンション登録を受けたマンションでは、犯罪等に遭わないかのごとき誤解を受けるような広報・宣伝を行わないこと。

第4節 登録の更新

(登録の有効期間)

第14条 防犯モデルマンションの登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

(登録の更新)

第15条 被登録者が防犯モデルマンションの登録の更新を受けようとするときは、当該登録の有効期間が満了する日の6月前から当該登録の有効期間が満了する3月前までの間に、本会に対して愛媛県防犯モデルマンション登録更新申請書(様式第8号)を提出させるものとする。

(登録の更新基準)

第16条 防犯モデルマンションの登録更新時における審査基準は、更新時の愛媛県防犯マンション審査基準によるものとする。

(更新手数料)

第17条 防犯モデルマンションの登録更新における申請手数料は、第10条第5項の審査手数料と同額とする。

(更新による認定証の交付)

第18条 防犯モデルマンションの登録更新に伴う登録は、新たな認定証の交付をもって行う。

第5節 登録の取消し

(登録の取消し)

第19条 委員会は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、防犯モデルマンションの登録を取り消すことができる。

- (1) 被登録者が登録取消申請書(様式第9号)により防犯モデルマンションの登録の取消しを申請した場合
- (2) 被登録者が第13条の規定による指導を遵守しない場合
- (3) 当該防犯モデルマンションが、第14条に規定する登録の有効期間内に、

登録時の審査基準を満たさなくなった場合

- (4) 被登録者が第15条に規定する登録の更新を行わず、認定の有効期間が失効した場合
- (5) 火災、震災等により当該防犯モデルマンションが焼失又は損壊した場合（登録取消しの通知）

第20条 委員会は、前条の規定により登録を取り消した場合は、登録取消通知書（様式第10号）により被登録者に通知し、速やかに、交付した認定書及び標示板を本会に返納させるものとする。

- 2 防犯モデルマンションの登録を取り消した場合は、その事実を本会の機関紙「防犯愛媛」及びホームページに掲載するものとする。

第3章 防犯モデル駐車場

第1節 防犯モデル駐車場審査委員会

（防犯モデル駐車場審査委員会の設置）

第21条 本会に防犯モデル駐車場審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、防犯モデル駐車場の調査・研究、審査及び登録を行うものとする。

（委員会の構成）

第22条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、本会の役員で会長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、本会の事務局職員で会長が指名する者若干名及び防犯設備の知識を有する防犯設備士で会長が委嘱する者若干名をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を統括する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第23条 委員会の会議は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を招致して意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、賛否同数のときは、委員長がこれを決する。
- 5 会長は、急を要する場合又は必要と認める場合は、委員会の招集に代えて

、案件の持ち回りにより委員に協議することができるものとする。

(委嘱状及び防犯モデル駐車場審査委員証)

第24条 会長は、第22条第3項の規定により委員を委嘱する場合は、委嘱状及び防犯モデル駐車場審査委員の証(様式第11号。以下「審査委員証」という。)を当該委員に交付するものとする。

2 委員は、審査委員証を亡失し、又はき損したときは、速やかに会長に申し出て、再交付を受けるものとする。

3 委員は、その職を失ったときは、審査委員証を会長に返納しなければならない。

4 委員は、第27条の審査において、現地調査を行う場合は、審査委員証を携帯し、身分を証明する必要があるときはこれを提示しなければならない。

(委員の任期)

第25条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で退任した場合において、当該委員の補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 防犯モデル駐車場の審査

(審査の申請)

第26条 防犯モデル駐車場の審査は、愛媛県内に設置され、又は設置予定の駐車場で、登録審査申請のあった物件について行う。

2 防犯モデル駐車場の審査申請は、愛媛県防犯モデル駐車場審査・登録申請書(様式第12号)に、次の各号に掲げる必要書類及び審査手数料を添えて本会に申請させるものとする。

(1) 審査対象駐車場全体図

(2) 防犯設備設置詳細図

(3) 審査物件周辺図

(4) 誓約書

(5) その他参考となる資料

3 前項に掲げる申請書類は、正副2通を提出させるものとする。

4 本会は、審査の申請があった駐車場で、防犯対策の未整備その他審査対象として明らかに適格性を欠くと認められる物件については、申請を受理しないものとする。

5 審査手数料は、1件につき10,000円とする。

(審査)

第27条 防犯モデル駐車場についての登録に係る審査に当たっては、次の各号

を考察して登録の適否を判断するものとする。

- (1) 別表2に定める愛媛県防犯モデル駐車場審査基準(以下「審査基準」という。)に適合すること。
- (2) 申請に係る駐車場の設置者による防犯活動が推進されると認められること。

第3節 防犯モデル駐車場の登録

(登録)

第28条 会長は、審査の結果、審査基準に該当すると認められた駐車場については、申請者から登録料が納付された後、愛媛県防犯モデル駐車場登録簿(様式第13号)に登載するとともに、申請者に認定書及び防犯モデル駐車場であることを示す標示板を交付するものとする。

2 防犯モデル駐車場登録を行ったときは、本会の機関紙「防犯愛媛」及びホームページに掲載して広報するものとする。

3 登録料は、1件につき5,000円とする。

(被登録者の遵守事項)

第29条 被登録者に対しては、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 委員会が行う防犯駐車場に関する調査に協力すること。
- (2) 駐車場内における犯罪被害の防止のため、利用者に対する広報及び必要な助言、指導に努めること。
- (3) 本会が実施する防犯活動に際し、可能な範囲内において協力すること。
- (4) 登録した防犯モデル駐車場に関し、火災による焼失、災害等による損壊等、その機能に変更があったときには、速やかにその旨を届け出ること。
- (5) 防犯モデル駐車場登録を受けた駐車場では、犯罪等に遭わないかのごとき誤解を受けるような広報・宣伝を行わないこと。

第4節 登録の取消し

(登録の取消し)

第30条 委員会は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、防犯モデル駐車場の登録を取り消すことができる。

- (1) 被登録者が登録取消申請書により防犯モデル駐車場の登録の取消しを申請した場合
- (2) 当該防犯モデル駐車場が、登録時における審査基準を満たさなくなった場合
- (3) 火災、震災等により登録物件が焼失又は損壊した場合

(4) 被登録者が前条の規定による指導を遵守しない場合

(登録取消しの通知)

第31条 委員会は、前条の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書により被登録者に通知するとともに、速やかに、交付を受けた認定書及び標示板を本会に返納させるものとする。

2 防犯モデル駐車場の登録を取り消した場合は、その事実を本会の機関紙「防犯愛媛」及びホームページに掲載するものとする。

第4章 雑則

(守秘義務)

第32条 防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場の審査に関与した者は、審査上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

(備付簿冊)

第33条 備え付ける簿冊及びその保存期間は、別表3のとおりとする。

(補則)

第34条 この規程に定めるもののほか、防犯モデルマンション登録事業及び防犯モデル駐車場登録事業の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。